

熱回収施設等の周辺施設整備基本構想 検討内容

～ 目 次 ～

1	これまでの経緯	1
2	基本構想策定の目的及び対象等	3
3	コンセプト（基本理念）	8
4	各敷地の整備に関する基本的な考え方	9
	（1）最終処分場等	9
	（2）健康増進温浴施設	17
5	事業推進について	24
	参考資料	25

1 これまでの経緯

町田市では、2013年4月に町田市循環型施設整備基本計画を策定し、新たな熱回収施設等の建設候補地として町田リサイクル文化センター敷地が選定されました。

建設候補地として町田リサイクル文化センター敷地が選定されたことにより、新たなまちづくりを進めるため、2013年12月に周辺の町内会・自治会の代表者による「町田リサイクル文化センター周辺まちづくり協議会（以下「まちづくり協議会」という。）」が結成され、新たな熱回収施設等の整備に伴う周辺のまちづくりについて検討が行われてきました。

まちづくり協議会では、検討内容を「忠生地域・バリューアッププラン」にまとめ、2015年3月に市に提出しました。

市では、町田リサイクル文化センター周辺まちづくりの実施に向けて、上記取り組みを着実に実現するために、「町田市都市計画マスタープラン《実施方針編（2017～2020）》」において、2020年度末までの間で、重点的に取り組んでいくエリア・施策のひとつに、「処分場上部を活用した公園の整備（スポーツ施設など）」及び「幅広い世代の健康増進と交流を目的とした温浴施設の整備」を位置づけました。

また、2017年2月に策定した「町田市5カ年計画17-21」では、「まちだ未来づくりプラン」の「まちづくり基本目標」を達成するため、2017年度から2021年度までの間に重点的に取り組む事業として重点事業を選定しています。その中に、「健康増進施設の整備」及び「処分場上部を活用した公園の整備」を位置づけました。

さらにこれらを具体化するために、2017年1月～3月にかけて、まちづくり協議会メンバー及び同協議会に所属する各町内会・自治会から主に子育て世代等の参加者を募り、30名からなる「町田リサイクル文化センター周辺まちづくりワークショップ（以下「ワークショップ」という。）」が開催されました。ワークショップでは、多様な世代により活発な意見交換が行われ、グループごとに4つの提案がまとめられました。

<町田市5カ年計画 17-21>

町田市5カ年計画は、町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」（計画期間：2012年度～2021年度）における後期の実行計画として策定。

当該計画には、「まちだ未来づくりプラン」の「まちづくり基本目標」を達成するため、2017年度から2021年度までの間に重点的に取り組む事業として重点事業を選定しています。

その中に「健康増進施設の整備」及び「処分場上部を活用した公園の整備」が位置づけられています。

■町田市5カ年計画 17-21 （抜粋）

■重点事業3 健康増進施設の整備（基本計画体系Ⅱ-1-1-1）

事業概要	・新たな熱回収施設（ごみの焼却施設）で発生する熱エネルギーを有効に活用するため、子どもから高齢者まで幅広い世代の健康の増進と交流を図る温浴施設を室内プール敷地内に整備します。		
目 標	温浴施設の整備	新規/継続	新規
現状値	—	目標値	2021年度整備完了
事業費概算	550百万円	所管部	文化スポーツ振興部

■重点事業7 処分場上部を活用した公園の整備（基本計画体系Ⅳ-3-2-2）

事業概要	・最終処分場の一部を閉鎖し、その上部にスポーツ施設などの整備を行うことで、多世代が集える公園として活用を図ります。		
目 標	処分場上部公園整備	新規/継続	新規
現状値	—	目標値	2021年度整備完了
事業費概算	226百万円	所管部	都市づくり部

<町田市都市計画マスタープラン《実施方針編（2017～2020）》>

町田市都市計画マスタープラン《実施方針編（2017～2020）》では、計画の実現に向けて、重点的に取り組むエリア・施策としてアクションエリアを設定。

アクションエリアでは、計画期間である2020年度末までの間で、重点的に取り組んでいく必要のある具体的な施策・事業を明示している。

その中に、町田リサイクル文化センター周辺のまちづくりの検討として、「処分場上部を活用した公園の整備（スポーツ施設など）」及び「幅広い世代の健康増進と交流を目的とした温浴施設の整備」が位置づけられています。

■町田市都市計画マスタープラン《実施方針編（2017～2020）》 （抜粋）

No.	取組み方針	取組みの方向	具体的な施策	施策の実施状況・着手目標			
				完了	実施中	おおむね5年以内	
13	環境負荷の小さい都市ストックの構築	環境負荷低減を考慮した都市施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 未利用エネルギーの活用や、長寿命化を考慮した効率的な次世代型の施設整備 町田リサイクル文化センター周辺のまちづくりの検討 	<ul style="list-style-type: none"> 資源循環型施設の整備 町田リサイクル文化センターの建替え 処分場上部を活用した公園の整備（スポーツ施設など） 幅広い世代の健康増進と交流を目的とした温浴施設の整備 		●	●

2 基本構想策定の目的及び対象等

(1) 目的

まちづくり協議会による「忠生地域・バリューアッププラン」やワークショップによる提案など、これまでの経緯を踏まえ「町田市5カ年計画17-21」や「町田市都市計画マスタープラン 実施方針編」にて位置づけた、最終処分場等の上部を活用したスポーツ公園等の整備や熱回収施設の熱エネルギーを利用した健康増進温浴施設の整備などの周辺施設整備にあたり、基本的な考え方となる「熱回収施設の周辺施設等整備基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定します。

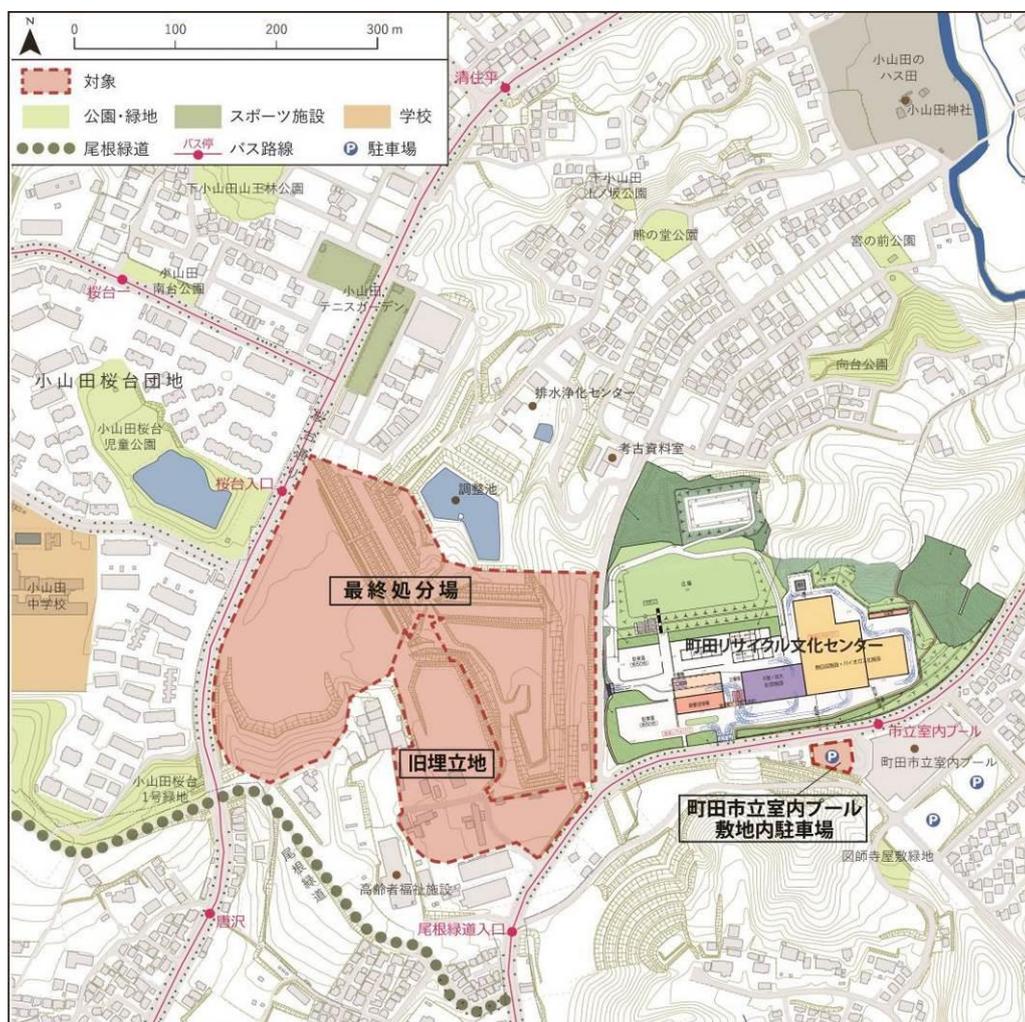
(2) 対象

基本構想の対象は、これまでの検討の経緯や「町田市5カ年計画17-21」及び「町田市都市計画マスタープラン 実施方針編」での位置づけに基づき、以下を対象とします。

- ① 最終処分場等（最終処分場、旧埋立地）において、最終処分場等の上部を利用したスポーツ施設などの公園の整備
- ② 町田市立室内プール敷地内駐車場において、幅広い世代の健康増進と交流を目的とした温浴施設（以下「健康増進温浴施設」という。）の整備

最終処分場等及び町田市立室内プール敷地内駐車場は、それぞれ下小山田町、図師町に位置し、町田リサイクル文化センターに隣接しています。

■周辺図



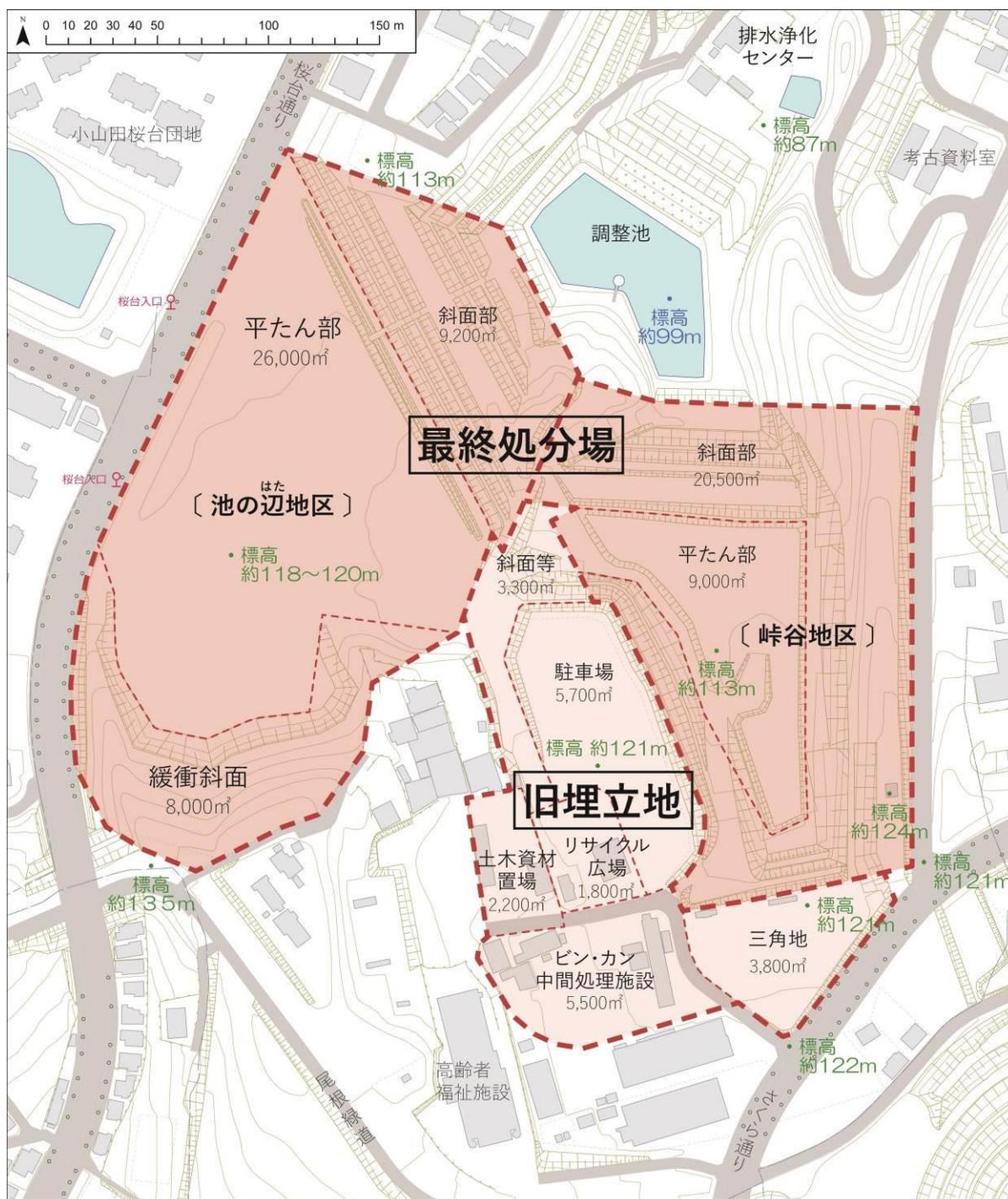
1) 最終処分場等

最終処分場等は、町田リサイクル文化センターの西側に位置しています。当該敷地は桜台通りを挟んで小山田桜台団地に隣接しており、南側にある尾根緑道と敷地の一部が接しています。また、敷地の北側には排水浄化センターがあります。桜台通りは多摩都市モノレールの延伸ルートとなることが想定されています。

敷地は、最終処分場（池の辺（いけのはた）地区、峠谷（とうげだに）地区）と旧埋立地から構成されており、面積の合計は約 95,000 m²となっています。

敷地内は、平たん部や斜面など複雑な地形を有しています。池の辺地区南側の尾根緑道に隣接する部分（標高約 135m）がもっとも標高が高く、北側の調整池（標高約 99m）に向けた斜面がもっとも低くなっています。また、平たん部であってもそれぞれの標高は異なります。

■最終処分場等の位置図



■最終処分場等の概ねの面積

地区名称		概ねの面積 (㎡)	
最終処分場	池の辺地区	平たん部	26,000 ㎡
		緩衝斜面	8,000 ㎡
		斜面部	9,200 ㎡
		小 計	43,200 ㎡
	峠谷地区	平たん部	9,000 ㎡
		斜面部	20,500 ㎡
小 計		29,500 ㎡	
旧埋立地	駐車場	5,700 ㎡	
	三角地	3,800 ㎡	
	リサイクル広場	1,800 ㎡	
	ビン・カン中間処理施設	5,500 ㎡	
	土木資材置場	2,200 ㎡	
	斜面等	3,300 ㎡	
	小 計	22,300 ㎡	
合 計		95,000 ㎡	

【池の辺地区】



池の辺地区（平たん部）



池の辺地区（平たん部と斜面部）



池の辺地区（平たん部 桜台通り側）



池の辺地区（緩衝斜面）

【峠谷地区】



峠谷地区（斜面部）



峠谷地区（平たん部と斜面部）

【旧埋立地】



旧埋立地（三角地）



旧埋立地（リサイクル広場）

2) 健康増進温浴施設

健康増進温浴施設を整備する、町田市立室内プールの入口付近にある第1駐車場は、さくら通りに面し町田リサイクル文化センターの南側にあります。室内プールの建築物の入口前にあるロータリーの西側の敷地（約860㎡）です。

■町田市立室内プール敷地内駐車場の位置図



■現地の様子



駐車場全景



ロータリー



室内プール入口



駐車場入口

3 コンセプト（基本理念）

最終処分場等の上部を利用した公園及び町田市立室内プール敷地内駐車場における健康増進温浴施設の整備におけるコンセプトを以下のとおりとします。

地域の自然環境を活かした、健康・交流の場づくり

町田リサイクル文化センターの建替えを契機として整備されるこれらの施設は、周辺の緑や尾根緑道など今ある自然資源や、隣接する町田リサイクル文化センター、町田市立室内プール、既存の道路など公共施設などとネットワークを図りながら、効果的な活用ができるよう整備を図ります。

そして、子どもから高齢者まであらゆる世代が健康的な生活をおくり、施設を介してコミュニティが育まれるような、次世代が楽しく安心して生活できる地域づくりを進める上で大きな役割を果たす施設としていきます。

4 各敷地の整備に関する基本的な考え方

(1) 最終処分場等

1) 前提条件

○段階的な整備を前提とした施設づくり

- ・最終処分場等は最終処分場（池の辺地区、峠谷地区）と旧埋立地から構成されています。そのうち池の辺地区は、今後最終処分場の閉鎖手続きを進めることによって、最終処分場等で最も早く整備を行うことが可能となります。一方、峠谷地区及び旧埋立地には、リサイクル広場などの既存施設があるため、整備を進めるにはしばらく時間を要する状況にあります。
- ・そのため、基本構想においては、最終処分場等全体として基本構想を描きますが、当面の間は池の辺地区のみの活用を図り、その後は状況を見極めながら段階的な整備を行うことを前提とします。
- ・また、峠谷地区は、計画時の埋立容量の 66.0%で埋め立てを中止しており、池の辺地区及び旧埋立地との高低差が大きくなっています。現状のままでは、敷地全体の効率的な利用が難しくなることが想定されるため、基本構想においては、池の辺地区及び旧埋立地の標高に近い高さで整備されることを前提とします。

○埋められている廃棄物及び施設の構造に影響を与えない整備

- ・当該敷地の多くの場所には、廃棄物（焼却灰等）が埋められています。そのため敷地上部の活用にあたっては、埋められている廃棄物及び施設の構造に影響を与えないよう一定の制限があります。
- ・例えば池の辺地区には、1～2 m程度の覆土があり、その下には廃棄物があります。敷地上部の整備に当たり、現状の地盤高を想定して建築物等を計画すると、埋められている廃棄物への影響を与える強固な基礎が必要な大きな建築物や野球場のバックネットなどに用いる頑丈な支柱等を建てることは困難です。建築可能な施設等としては、仮設トイレや低めのフェンスなど、埋められている廃棄物に影響を与えるおそれのないものに限られます。
- ・また、敷地上部の利用が図られた以降も処分場施設としての機能に支障が生じないように、施設の適切な維持管理のため、夜間利用の禁止など一定の利用時間の制限が必要となります。

2) 基本的な考え方

- ・施設整備の前提条件を踏まえ、最終処分場等のコンセプトを以下に示します。

さまざまな世代が憩い、体力づくりもできる広場

最終処分場等は面積も大きく、最終処分場（池の辺地区、峠谷地区）と旧埋立地それぞれの特性が異なります。そのため各々の特性を踏まえて、それぞれの役割分担を図りなが

ら、全体として子どもから高齢者まで多様な世代が集まり、憩うとともに、スポーツを楽しみながら体力づくりができる空間をつくります。

3) 主な整備方向

<最終処分場等全体>

○最終処分場（池の辺地区、峠谷地区）と旧埋立地の機能分担

- ・最終処分場（池の辺地区、峠谷地区）と旧埋立地それぞれの地形や整備時期等を踏まえて機能分担を図り、効率的な活用を図ります。

○敷地周辺とのつながりを踏まえた出入口や動線（通路）の配置

- ・周辺地域からの利用のしやすさや、町田市立室内プールや町田リサイクル文化センターとのつながりを考え、当該敷地に接する桜台通りやさくら通り、尾根緑道から出入口を設けます。
- ・最終処分場（池の辺地区、峠谷地区）の各地区から旧埋立地への移動や、敷地の通り抜けが可能なように、敷地内には通路を設けます。
- ・自動車や自転車等の利用を考慮し、適宜駐車場や駐輪場等を配置します。
- ・トイレ、ベンチ、管理棟など、安全で快適に利用するために必要な施設や機能を配置します。
- ・敷地内は適宜緑化を図り、季節感が感じられる潤いのある空間づくりを行います。

<（最終処分場）池の辺地区>

○敷地を分節化し、多様な世代が目的に応じた使い方ができる空間を整備

- ・最終処分場のうち池の辺地区は、地区内は平たん部、斜面部、緩衝斜面など、敷地を分節化し、子どもが自由に遊べる広場やスポーツも楽しめる多目的広場を設けるなど、それぞれの特性にあった使い方ができるように整備します。

平たん部	<ul style="list-style-type: none"> ・平たんな広場を活用して、子どもが自由に遊べる広場（子ども広場）を整備します。 ・一定規模の空間を確保し、スポーツも楽しむことが可能な多目的広場を整備します。 ・平たん部の一面に、バスケットボール等が楽しめる空間を整備します。
斜面部	<ul style="list-style-type: none"> ・堰堤の機能を維持しながら植栽や緑化等を行い、四季の花が楽しめるような季節感の味わえる空間づくりを行います。
緩衝斜面	<ul style="list-style-type: none"> ・尾根緑道からアクセスできる出入口を設けます。 ・斜面や高低差を利用し遊具等を設置するなど、子どもが楽しめる空間づくりを行います。
桜台通り沿い	<ul style="list-style-type: none"> ・桜台通り側からアクセスできる出入口を設けます。池の辺地区における最も主要な出入口として、玄関口にふさわしい空間や駐車場・駐輪場等を配置します。
全体	<ul style="list-style-type: none"> ・池の辺地区を周回できるジョギングやウォーキングコースを整備します。

<（最終処分場）峠谷地区>

○複数のスポーツ専用グラウンドを整備

- ・最終処分場のうち峠谷地区は、敷地の規模や形状、埋め立てられている廃棄物及び施設の構造に影響を与えないよう配慮しながら、テニスやフットサル、ソフトボールなどの複数のスポーツ専用のグラウンドやコート及び管理施設を配置し、スポーツを楽しむことが出来る空間として整備します。

【整備するグラウンドやコートの例】

テニスコート	フットサルコート
ソフトボールグラウンド	スケートボード

<旧埋立地>

○交通公園の配置

- ・市民が交通事故に遭わないように交通ルールやマナー等を楽しみながら学ぶことができる「交通公園」を整備します。

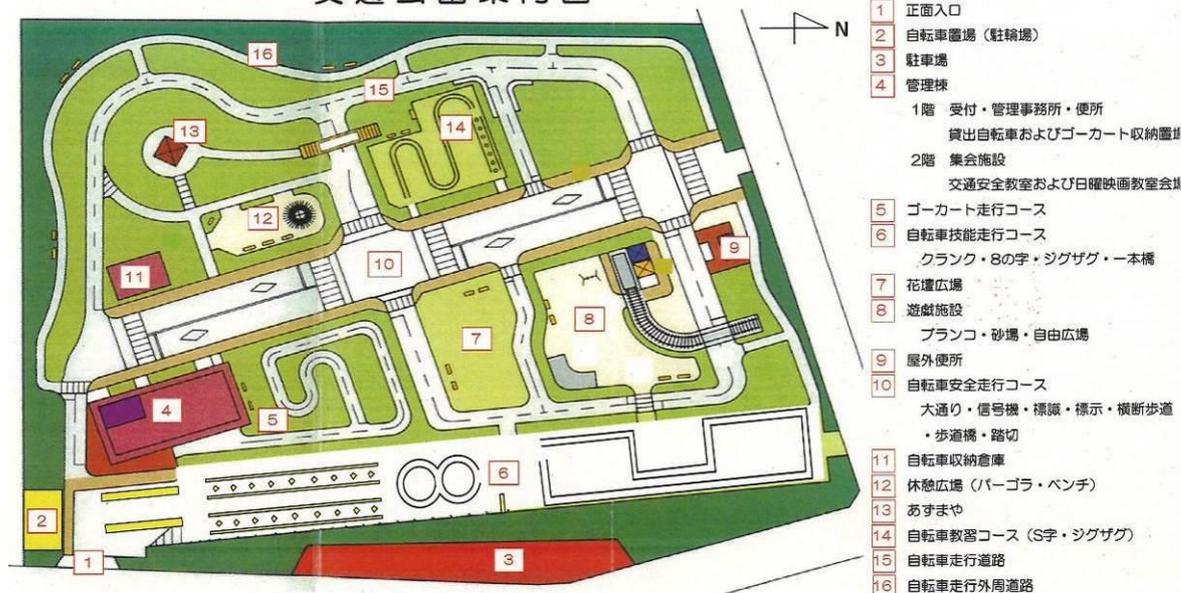
【交通公園とは】

交通公園とは、市民が交通事故に遭わないよう、正しい交通ルールやマナー、交通に関する知識を楽しみながら身につけることが出来る公園です。

一般的に園内では、自転車の走行コース等が設置され、指導員等によって交通ルールや自転車運転技能等の交通安全指導が行われます。

また、バッタサイクルやタンデム自転車などの特殊自転車やゴーカートなどが用意され、専用の走行コース等で運転が体験できる施設もあります。

交通公園案内図



出典：青梅市交通公園パンフレット

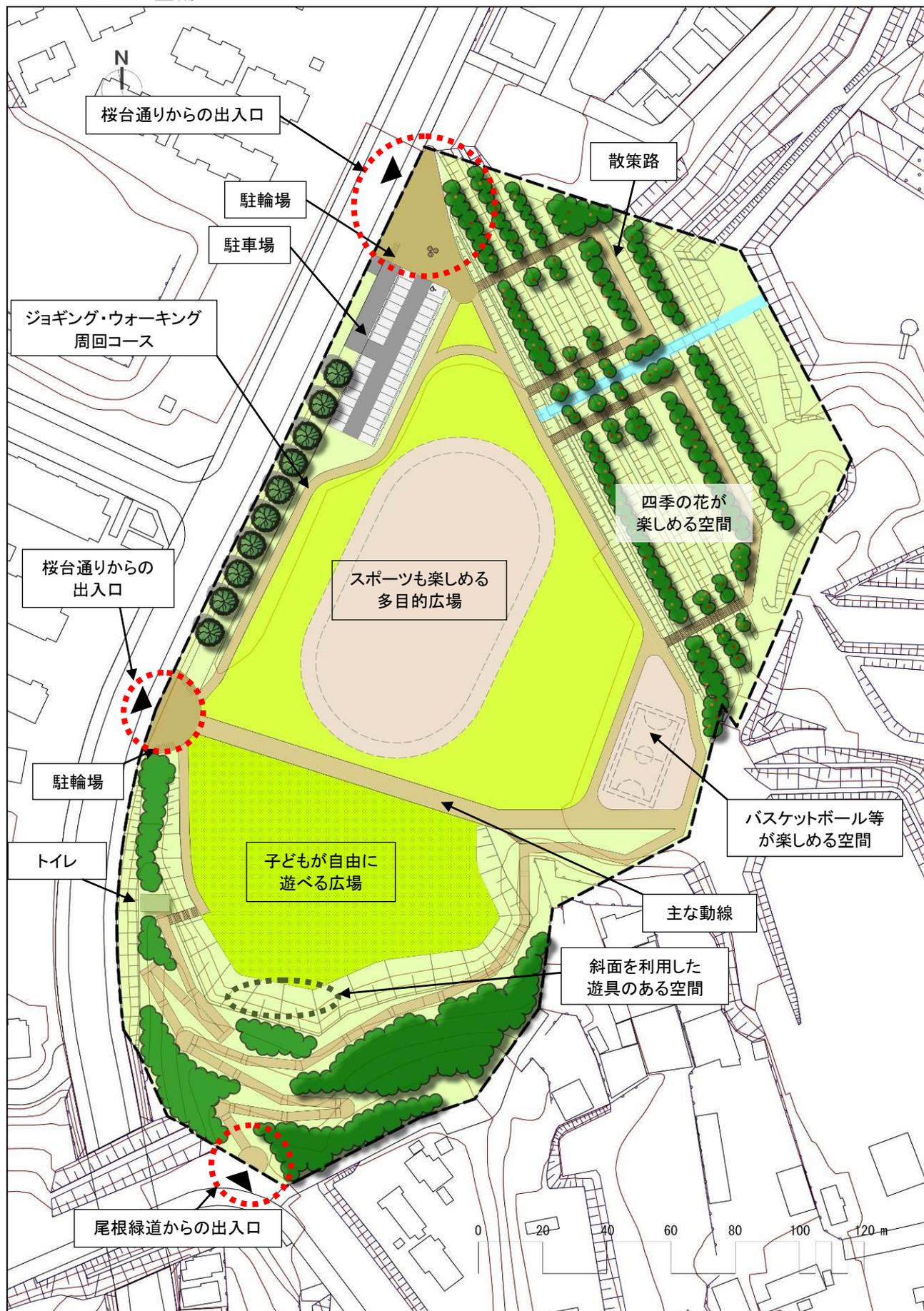
○南側の玄関口にふさわしい空間や機能の整備

- ・敷地南側さくら通りからの玄関口となるため、駐車場、駐輪場、管理施設など、玄関口にふさわしい空間や機能を配置します。

■最終処分場等の整備方針図



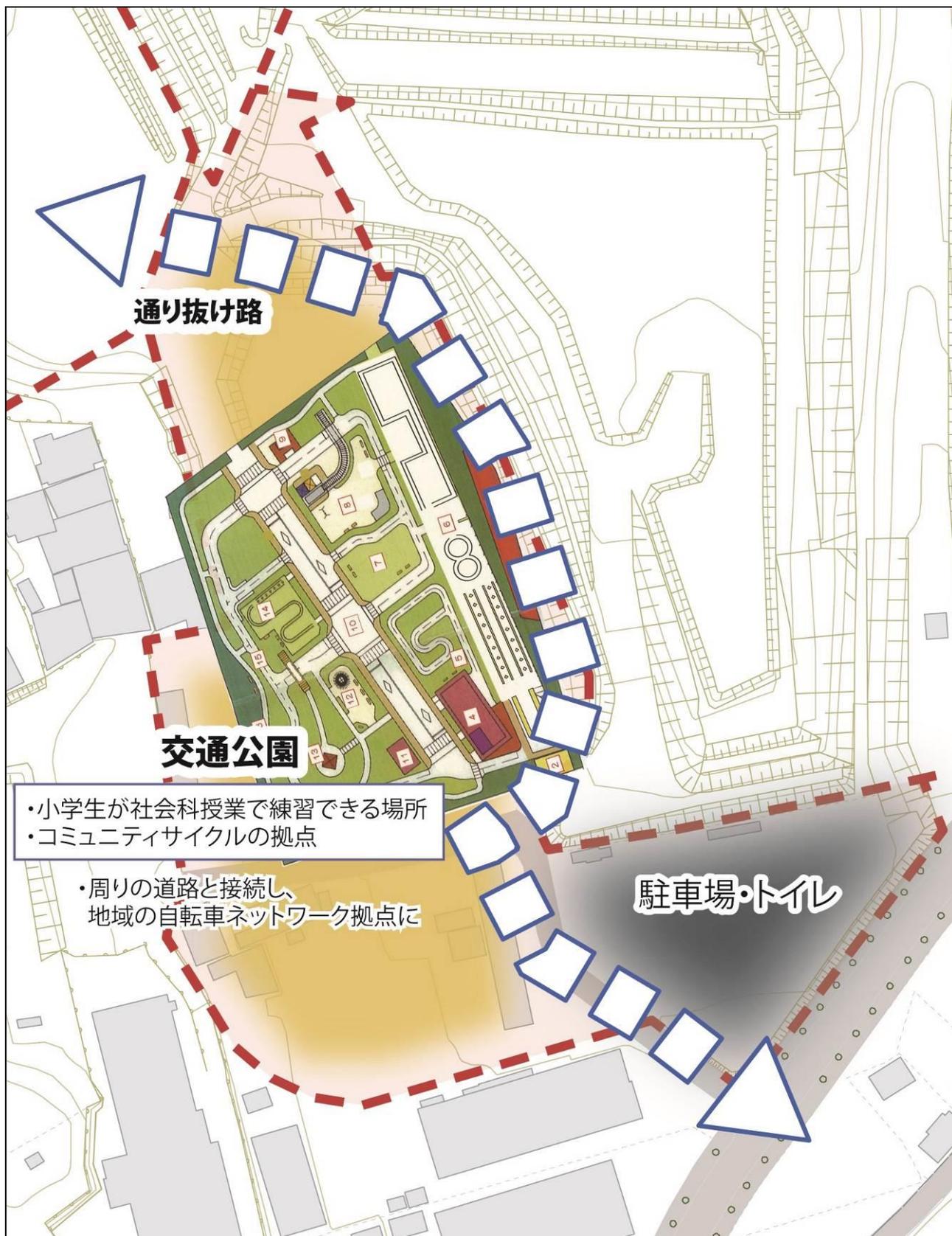
■池の辺地区の整備イメージ



■ 峠谷地区の整備イメージ



■旧埋立地の整備イメージ



4) 施設の計画にあたって配慮すべき事項

- ・基本構想を踏まえて、今後具体的な設計等を行うにあたって、特に配慮すべき事項について整理します。

○整備後の維持管理を見据えた計画

- ・最終処分場等は多目的広場やスポーツグラウンド、交通公園など多様な施設が整備されます。整備後は、それらを適切に維持管理していくことが必要になります。具体的な計画の段階で、整備後の効率的な維持管理が行える仕組み等についても検討することが必要です。

○隣接地への配慮（砂埃、騒音など）

- ・最終処分場等の整備が進むと、当該敷地には市内外から多くの人を訪れることが予想されます。賑わいが生まれる一方で、周辺への騒音等が発生しないよう、施設の配置や利用方法について十分に検討していく必要があります。
- ・敷地の整備によって砂埃の発生などが生じないよう周辺に配慮した整備方法を検討していく必要があります。

○駐車場など出入口の安全対策

- ・利用者の利便のため、駐車場・駐輪場を整備することを想定していますが、出入口の安全対策等については十分に配慮する必要があります。

○周辺景観への配慮

- ・最終処分場等は敷地面積も広く、また整備後は市内外から多くの人を利用する施設となるため、景観へ配慮が求められます。そのため、基本設計などの具体的な計画の初期段階から景観について協議を行い、周辺環境と調和した施設となるように進めていきます。

○周辺環境に調和した緑化

- ・尾根緑道など周辺の自然環境と調和した整備となるよう、敷地内の緑化に配慮します。

○処分場施設としての適切な維持管理や安全対策の実施を踏まえた整備

- ・敷地上部の整備が行われた以降も処分場施設としての機能は維持されます。そのため敷地上部を利用していく際にも、処分場施設としての機能に支障が生じないよう、施設の適切な維持管理や、敷地内では火気の使用ができないなどの安全対策が必要であることを念頭に計画します。

(2) 健康増進温浴施設

1) 施設全体の基本的な考え方

- ・健康増進温浴施設整備のコンセプトを以下に示します。

憩いと健康を育む、多世代ふれあいの湯

町田市立室内プールの敷地内に建設される健康増進温浴施設は、新たな熱回収施設で発生する熱エネルギーを利用した施設です。施設には子どもから高齢者まで幅広い世代の人たちが数多く集まり、施設を利用して憩いと健康を育むとともに、あたたかな地域コミュニティを築いていけるような施設づくりを行います。

○隣接施設との適切な機能分担

- ・健康増進温浴施設の敷地の北側には、新しい熱回収施設の整備が進められており、同施設の中には、和室や会議室などの施設が設置される予定です。また、町田市立室内プールには、プールの他にトレーニング室なども設置されています。(参考資料1、2参照)
- ・健康増進温浴施設の整備にあたっては、隣接するこれらの施設に設置または設置予定の機能等との分担を図り、効果的・効率的な施設・機能の導入を図ります。

○町田市立室内プールとの一体的な整備により、利用の利便性を高める

- ・建築基準法上、健康増進温浴施設の計画は、既存の町田市立室内プールを含む敷地における増築として扱います。そのため、既存のプールとは通路等をつなぎ、一体的な建築物とすることが必要です。
- ・建築物を一体的にすることにより、プールと健康増進温浴施設を相互に利用しやすくなるように計画し、利便性を高めます。
- ・町田市立室内プールの入口付近にあるロータリーの機能は維持します。また、車いす用駐車スペースをロータリー付近に確保します。

○敷地条件や周辺の環境になじむ親しみやすい施設規模

- ・施設の敷地は、町田市立室内プール第一駐車場の約 860 m²とします。
- ・周辺環境も踏まえ、概ね 3 階程度の建築物の高さ及び規模とします。

■敷地の諸元・法規制等

敷地：約 860 m² (町田室内プール第一駐車場)

規模：概ね 3 階程度

用途地域：準工業地域

建ぺい率：60%

容積率：200%

高さ制限：31m 第 2 種高度地区

2) 導入する機能

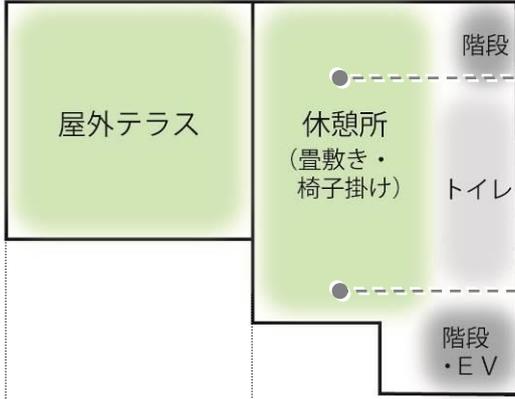
- ・健康増進温浴施設に導入する主要な機能を以下に示します。

機能	主な内容
温浴施設	<ul style="list-style-type: none">・浴室等の温浴施設に関する機能は、男女別にそれぞれ以下を整備します。<ul style="list-style-type: none">* 浴槽、洗い場、サウナ、脱衣室、洗面、トイレ* 可能な範囲で複数の浴槽を設置
売店	<ul style="list-style-type: none">・休憩所等で簡易な飲食ができるよう売店を整備します。
休憩所	<ul style="list-style-type: none">・休憩所は、子どもから高齢者まで多様な利用者の要望に応えられるよう、畳敷き、椅子掛け両方のスペースを用意します。・可能な範囲でキッズスペース、屋外テラス等を設けます。
多目的室	<ul style="list-style-type: none">・会合や余暇の教室など、多目的に使用できる部屋を整備します。
食堂	<ul style="list-style-type: none">・施設内には食堂を整備します。・設置にあたっては、町田市立室内プールの喫茶室との機能分担などについて十分考慮します。

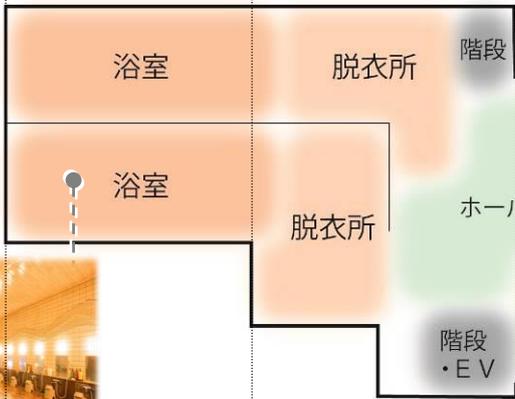
- ・なお、上記以外に、機械室、トイレなど温浴施設の運営に必要な機能、諸室は適宜整備します。
- ・受付や事務室については、効率的かつ安全に施設管理を行うため、町田市立室内プールとの共用とします。

■ 健康増進温浴施設の主な機能の配置例

3F



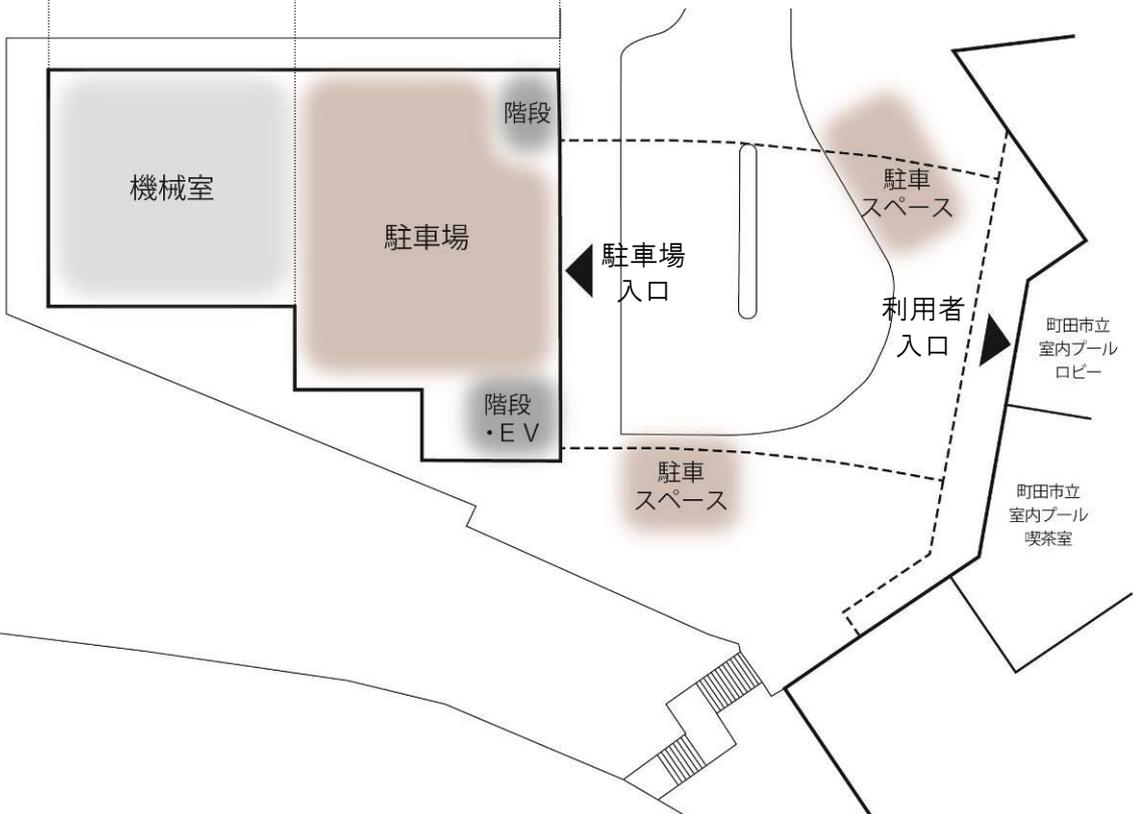
2F



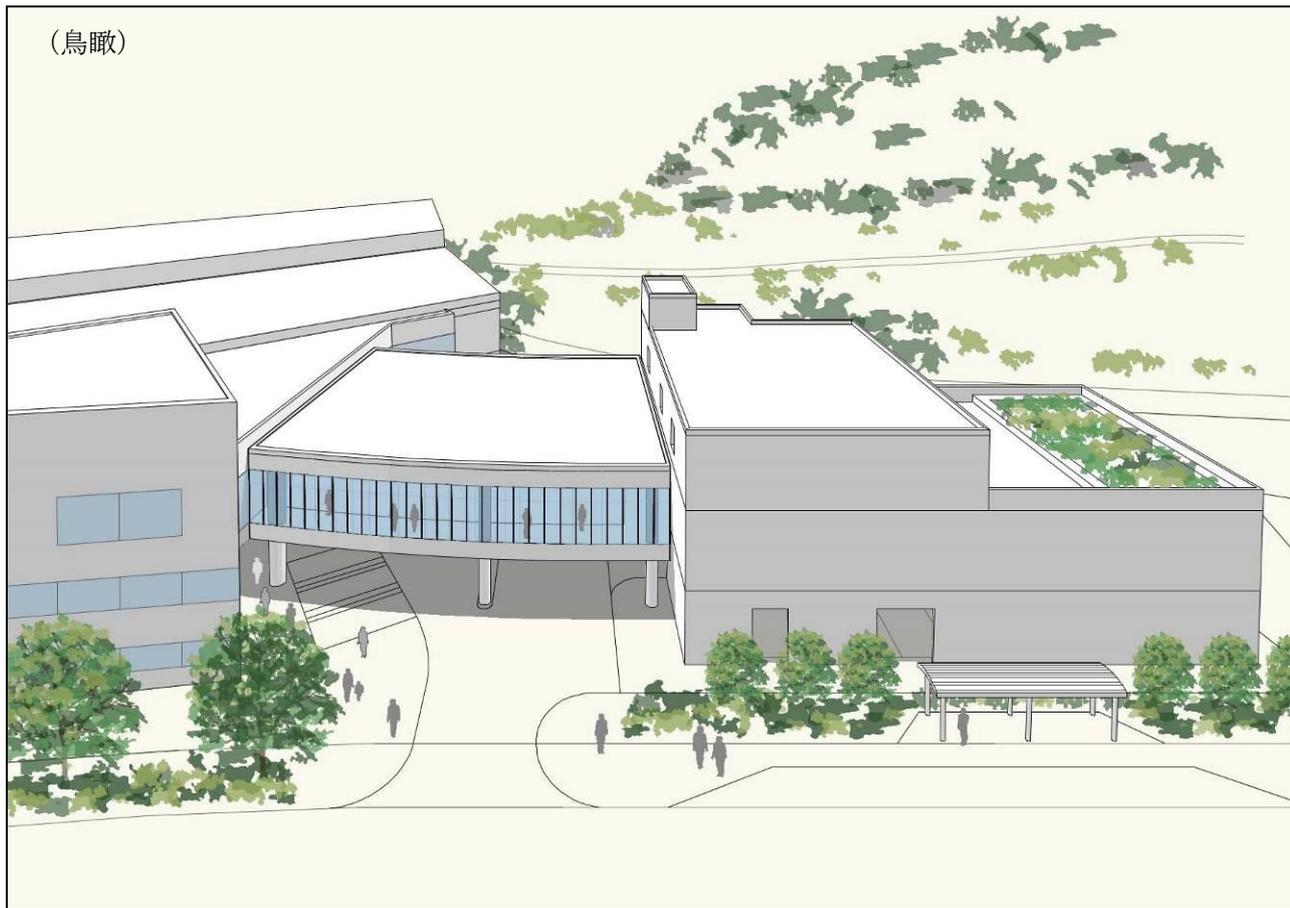
健康増進
温浴施設
入口

町田市立室内プール
トレーニングルーム

1F



■健康増進温浴施設の外観イメージ



■参考資料1：町田市立室内プールに整備されている施設

< 1階 >

- ・50mプール ・25mプール ・幼児プール（すべり台） ・採暖室
- ・更衣室（男女680名） ・親子更衣室（男女80名） ・シャワー室 ・会議室
- ・ライフガード控室 ・プール受付 ・水着販売 ・自動販売機

< 2階（入口階） >

- ・事務室 ・利用受付 ・スクール受付 ・観客席（773席） ・券売機 ・自動販売機
- ・トイレ ・食品売店

< 3階 >

- ・トレーニング機器（30種、48台） ・血圧計 ・体脂肪計 ・体力測定システム
- ・男女更衣室（60名） ・ロッカー（60名）
- ・シャワー室 ・トイレ ・自動販売機 ・屋上テラス

■参考資料2：新しい熱回収施設に整備される予定の施設

新施設 (案)	階数	2階	2階	2階
	室名	研修室・視聴覚室	和室	会議室
参考イメージ 写真				
新施設での 利用のイメージ		<ul style="list-style-type: none"> 工場見学者等への映像を用いた説明を行う。 映像や音響設備を利用した市民活動を行う。 災害時には被災者受け入れ等も可能とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設に関する説明会、意見交換会に利用する。 環境に関する市民のサークル活動や、自治会等の集まりにも利用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設に関する説明会、意見交換会に使用する。
新施設 (案)	階数	2階	2階	2階
	室名	PRホール	壁面ギャラリー (廊下を利用した展示)	調理室
参考イメージ 写真				
新施設での 利用のイメージ		<ul style="list-style-type: none"> 見学の導入部となる。説明パネルの設置や、関連の展示等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習、ごみ減量啓発に関する子どもたちのポスターの展示等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 主に施設関係者の食事スペースとして利用する他、エコッキング等の環境学習活動に利用する。 災害時の活用も想定する。
新施設 (案)	階数	1階		
	室名	防災備蓄倉庫		
参考イメージ 写真				
新施設での 利用のイメージ		<ul style="list-style-type: none"> 医薬品、水、食料、衛生用品等を備蓄する。 		

参考イメージ写真は、広さの参考として基本的に町田市内公共施設から、事例を掲載しています。

3) 施設の計画にあたって配慮すべき事項

- ・基本構想を踏まえて、今後具体的な設計等を行うにあたって、特に配慮すべき事項について整理します。

○既存のプールと健康増進温浴施設をつなぐ方法

- ・建築基準法上、健康増進温浴施設の計画は、既存の町田市立室内プールを含む敷地における増築として扱います。そのため、既存のプールとは通路等をつなぎ、一体的な建築物とすることが必要です。
- ・既存のプールと健康増進温浴施設をつなぐ方法は基本構想を踏まえつつ、今後、基本設計を進める中でより望ましい方法を選択し、整備を行います。

○周辺景観への配慮

- ・健康増進温浴施設の整備にあたっては、基本設計などの具体的な計画の初期段階から景観について協議を行い、周辺環境と調和した施設となるように進めていきます。

○非常時への備え

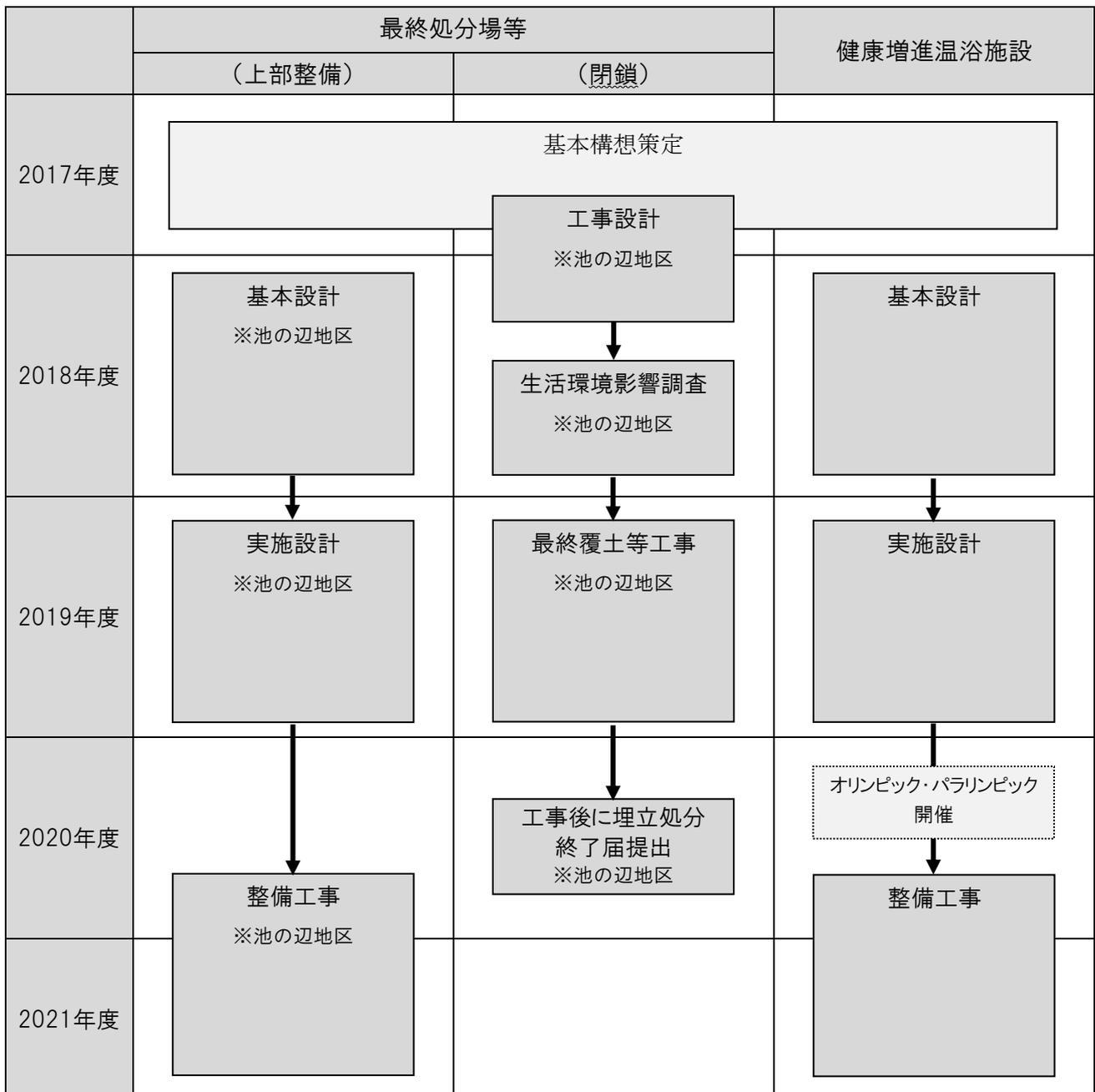
- ・大規模地震等が発生した場合などの非常時の対応等について検討していきます。

5 事業推進について

(1) 事業スケジュール

- ・最終処分場等は、池の辺地区において最終処分場の閉鎖に向けた設計及び工事等を進めるとともに、並行して上部整備に向けた設計等を行っていきます。池の辺地区においては、2021年度中に整備を終えるよう進めていきます。
- ・健康増進温浴施設は、2018年度から基本設計を行い、2021年度中に整備を終えるよう進めていきます。

■2017年度以降のスケジュール



1 熱回収施設等の周辺施設整備のあり方検討委員会設置要綱

第1 設置

新たな熱回収施設等（廃棄物の焼却施設、バイオガス化施設及び不燃・粗大ごみ処理施設で、これらの施設を同一の敷地内に一体で整備することにより、効率的なごみの資源化を図るものをいう。）の建設に伴い、熱回収施設等の周辺の整備を行うための基本的な考え方となる熱回収施設等の周辺施設整備基本構想の策定に関し、市民等の意見を聴取するため、熱回収施設等の周辺施設整備のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 役割

委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 熱回収施設等の周辺施設整備基本構想に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第3 組織

- 1 委員会は、委員8人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者 2人以内
 - (2) 町田リサイクル文化センター周辺地域まちづくり協議会の委員 4人以内
 - (3) 町田市青少年健全育成地区委員会の代表 1人
 - (4) 地域スポーツ団体の代表 1人

第4 委員の任期

委員の任期は、委員会が第2の規定による報告をしたときまでとする。

第5 委員長等

- 1 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 アドバイザー

- 1 委員会にアドバイザーを置くことができる。
- 2 アドバイザーは、委員会の求めに応じ、第2各号に掲げる事項に関し、必要な助言を行う。

第8 庶務

委員会の庶務は、環境資源部環境政策課において処理する。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、2017年5月18日から施行する。
- 2 この要綱は、2018年3月31日限り、その効力を失う。

2 熱回収施設等の周辺施設整備のあり方検討委員会名簿

区分	所属	氏名
学識経験者	法政大学名誉教授	永井 進
	桜美林大学（ビジネスマネジメント学群教授）	山口 有次
関係団体	町田リサイクル文化センター周辺まちづくり協議会委員	高橋 清人
	町田リサイクル文化センター周辺まちづくり協議会委員	小林 静雄
	町田リサイクル文化センター周辺まちづくり協議会委員	守屋 和夫
	町田リサイクル文化センター周辺まちづくり協議会委員	佐藤 臣一
	青少年健全育成小山田地区委員会	齋藤 彰
	NPO 法人アイスフォゲルススポーツクラブ	原田 直樹
協力員	下小山田町内会長	中丸 康明

3 検討委員会の開催日程と主な内容

日程等	主な内容
第1回 検討委員会 5月18日（木） 18:00～	<ul style="list-style-type: none"> ・検討の趣旨（検討の目的、検討範囲・条件、スケジュール、他） ・忠生地域・バリューアッププランの及びワークショップ実施結果の整理 ・意見交換
第2回 検討委員会 7月13日（木） 18:00～	<ul style="list-style-type: none"> ・「熱回収施設の周辺施設等整備基本構想」たたき台の検討
第3回 検討委員会 9月28日（木） 18:00～	<ul style="list-style-type: none"> ・「熱回収施設の周辺施設等整備基本構想」素案に向けた検討
第4回 検討委員会 1月（予定）	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意見募集の結果について ・「熱回収施設の周辺施設等整備基本構想」案の検討